

なると環境スクール 認 定 制 度



鳴門市教育委員会

1 はじめに

本市では、鳴門市環境基本条例（H13.4）の基本理念に基づき、より良い環境の実現をはかるための基本的な考え方や目指すべき望ましい環境像、具体的な取り組み施策など、着実な環境づくりを進めていくための指針となる「なると環境プラン2004（鳴門市環境基本計画）」（平成16年3月）が策定され、次の基本方針に基づき、市民・事業者・行政の連携のもと取り組みが進められている。

- まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める
- 生存基盤としての自然を守り、活かす
- 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

この基本計画の重点施策の一つとして、「環境にやさしい学校（園）づくり」に向けた取り組みの仕組みとして環境ISOを活用した「なると環境スクール認定制度」が示され、実施に向けた検討が行われてきた。

そこで、教育委員会はこの事業を重点施策として位置づけ、基本方針を定め、認定制度の導入を図ることとした。

導入にあたっては、エコアクション21ガイドライン（環境省）の手法を取り入れ、学校等において教職員と子どもたちが継続的かつ自主的に実施できるよう事務手続き等の簡素化を行った。

各学校・幼稚園には、本事業の趣旨を理解し、学校種及び地域の特性に応じた取り組みを期待する。

2 基本方針

- (1) 全ての学校・幼稚園が、環境教育の推進を教育計画に位置づけ、子どもたちの環境学習・環境保全活動を促進・支援し、環境にやさしい学校（園）づくりを進める。
- (2) 子どもたちの環境に対する取り組みを家庭・地域に広げるとともに、地域の環境保全活動に積極的に参加する。

3 実施体制

- (1) 事業の円滑な推進と支援を行うため「なると環境スクール運営委員会」を設置する。
- (2) 学校・幼稚園は、環境教育推進教員を中心に、教職員と子どもたちが一体となって、環境に対する取り組みを進める。

4 学校等の活動

- (1) 内容

◇ 環境教育推進計画の作成及び環境学習・環境保全活動の実践

◇ 節電・節水などのエネルギー削減 ※（必須）

※ 各学校等では、学校（園）の実情に即した特色ある環境学習・環境保全活動を実践していることを考慮し、活動の継続・発展に結びつくように配慮する。

（２）範囲

◇ 学校（園）全体での取り組みを基本とするが、特定の学年、学級、委員会などの取り組みも可能とする。また、保護者・地域団体等との連携も可能とする。

◇ 節電・節水等のエネルギー削減については、学校（園）全体で取り組むことを基本とする。

5 運営委員会の設置

本制度の円滑な運営と適正な評価を行うため、「なると環境スクール運営委員会」を設置する。

運営委員会は、①活動計画の審査、②活動報告の評価、③優良校（園）の推薦、④その他、実施要領の改善等について審議する。

（別記、なると環境スクール運営委員会内規参照）

6 教育委員会の支援と優良校（園）の表彰

教育委員会は、学校等に対し、次の支援と優良校（園）の表彰を行う。

◇ 子どもたちの活動内容を公表するとともに、環境への活動を発表する機会の提供に努める。（市ホームページへの掲載や活動報告会の開催など）

◇ 活動の実施にあたって必要な環境教育等の情報の提供に努める。

◇ 毎年、優秀な取り組みをした学校（園）を優良校（園）として表彰する。

7 環境教育の方向性

（ア）横断的・総合的な環境教育を推進する

学校等全体の教育活動として、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の特性に応じ、相互に関連させながら、環境に対する豊かな感受性の育成、環境に関する見方や考え方の育成、環境に働きかける実践力の育成を基本に、各教科等を通じた横断的・総合的な環境教育を推進する。

（イ）体験的学習を充実する

環境保全活動や様々な体験を通じて、子どもたちが自然や地域を大切にすることを育てるとともに、子どもたちが自らの生活と環境との関わりを認識し、問題解決能力

を育み、主体的に環境に配慮した行動がとれるようにする。

(ウ) 子どもたちの自発的な取り組みを促進する

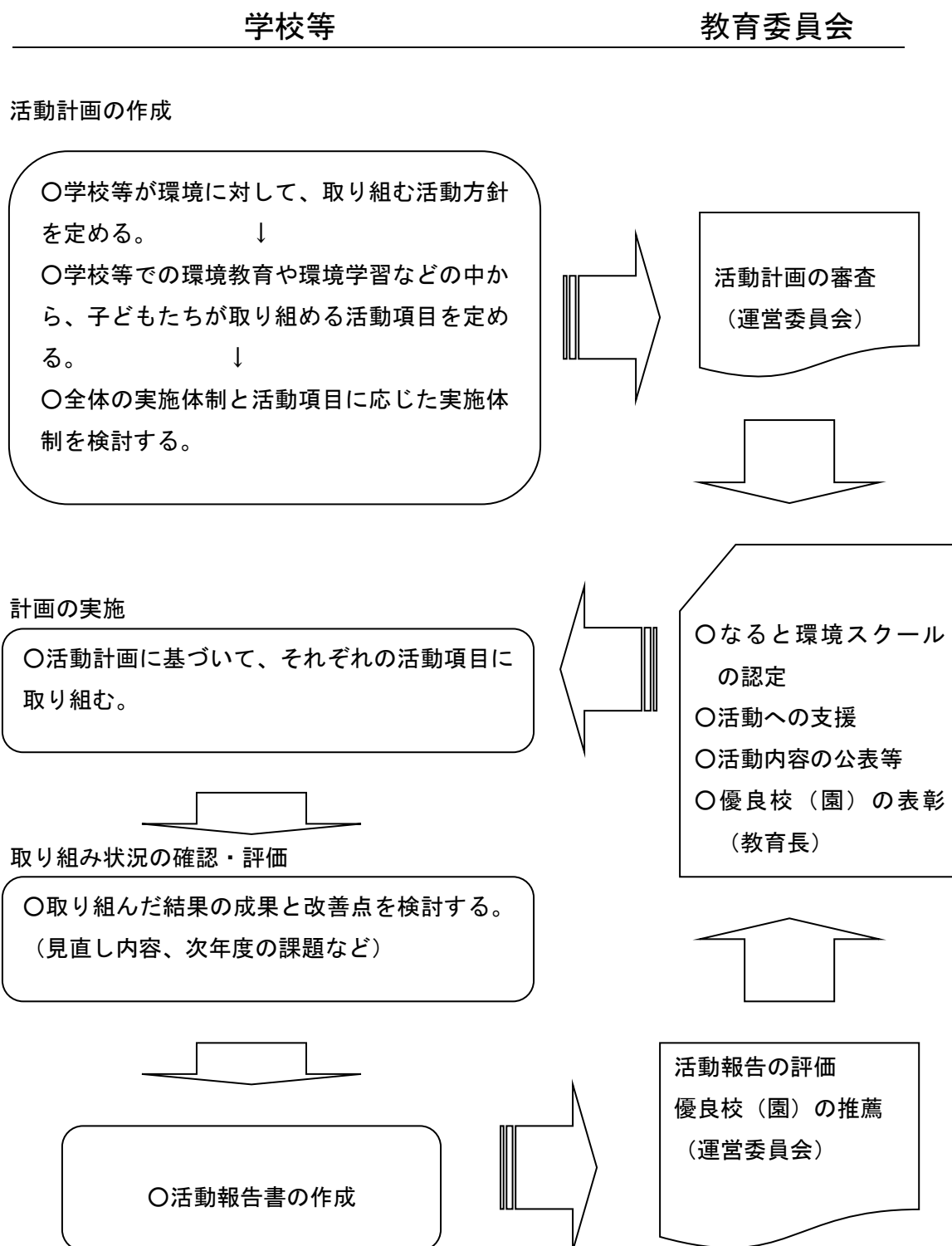
環境を保全する意欲や態度を養い、環境保全活動が持続的に行動できるように、子どもたちの自発的な取り組みを尊重するよう努める。

(エ) 家庭や地域社会等と連携した学習体制を整備する

学校等と家庭・地域との連携を強化し、地域人材の派遣や地域活動への協力等、学校等での取り組みと地域社会での環境保全活動が相互に補完・協力されるよう配慮する。

取り組みの流れ

以下に示す手順を基本として、環境に対する意識の向上を図るとともに、その取り組み内容についても、継続的な改善・向上を図る。



なると環境スクール認定要領

1. 目的

この要領は、「なると環境スクール」の認定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 認定基準

(1) 認定の範囲

認定の範囲は、鳴門市立の幼稚園、小学校及び中学校（以下「学校等」という。）とする。

(2) 活動計画の内容

- ① 活動方針が、なると環境スクールの趣旨に基づいたものとなっていること。
- ② 活動内容が、子どもたちの環境教育に資するものとなっていること。
- ③ 子どもたちと教職員が取り組む実施体制が準備されていること。
- ④ 環境方針の掲示など、環境意識の高揚を図るための環境整備が計画されていること。

3. 認定手続き

(1) 申請

- ア 学校等は、活動計画書（様式第1号）を、教育委員会に提出すること。
- イ 申請期限は、12月末日とする。

(2) 認定

- ア 認定は、学校等の活動計画が認定基準に適合したものであるかを判定する。
- イ 教育長は、適合していると判定された学校等に認定証を交付する。

(3) 認定期間

認定期間は1年間とし、活動計画を更新することによって継続する。

4. 計画の実施等

(1) 計画の実施

認定を受けた学校等（以下「認定校」という。）は、それぞれの活動計画に従って、環境学習及び環境保全等の活動を実施する。

(2) 記録

認定校は、事業の実施内容・見直し事項等を記録すること。なお、電気・水道は、月別の使用量を記録すること。

5. 活動報告

認定校は、次年度の12月末日までに、活動報告書（様式第2号）を、教育委員会へ提出すること。

附則

1. この要領は、平成20年10月9日より施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

鳴門市教育委員会
教育長 安田 修 様

学校・幼稚園
校（園）長 _____

なると環境スクール活動計画書

1 活動方針

--

2 活動項目

項目	実施内容	実施 時期	対象	備考

※ 学校の特色ある活動として位置づけるものを中心に記入してください。

3 掲示

掲示の名称	実施内容	掲示場所	備考

4 実施体制等

教職員

役割	役職名	氏名

児童・生徒（環境委員会等）

役割	役職名	氏名

協力団体等

名称	役職名	代表者名

5 留意事項

学校等独自の特色ある活動項目については、個別の計画書を添付すること。

様式第2号

平成 年 月 日

鳴門市教育委員会
教育長 安田 修 様

学校・幼稚園

校（園）長 _____

なると環境スクール活動報告書

学校（園）名				
活 動 実 績				
項目	実施内容	時期	対象	備考
成 果				
次期計画への課題・問題点				

※ 環境学習・環境保全の状況報告書及び光熱水費の使用状況報告書を添付のこと（書式自由）

なると環境スクール運営委員会内規

「なると環境スクール運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を適正、円滑に運営するため、次のとおり定める。

1 運営委員会の構成

(1) 運営委員会の委員は次のとおりとする。

- ・教育委員会 教育次長、教育総務課長、学校教育課長
- ・鳴門市 環境政策課長
- ・幼小中学校 環境教育部会 係校（園）長

(2) 運営委員会の座長は、教育次長が務め、事務局は学校教育課が務める。

2 業務内容

運営委員会は、次の業務を行う。

- ① なると環境スクールの認定に係る審議
- ② 活動報告書の評価に係る審議
- ③ 優良校（園）の推薦に係る審議
- ④ その他、環境スクールの改善に係る審議

3 審査方法

運営委員会は委員の3分の2以上が出席し、審議の決定は出席者全員の合意により決定する。ただし、意見がまとまらない場合においては、座長の判断により出席委員の多数決により決するものとする。

4 審議項目と内容

(1) なると環境スクール認定審査

- ① 認定審査は、活動計画が認定基準に基づいたものとなっているか否かを判断する。
- ② 不適合と判定された学校等には、活動計画の改善指導を行い、計画内容の修正を求め、再審査を行う。
- ③ 審議の結果、適正と認めた学校等については、認定証の交付を教育長に上申するものとする。

(2) 活動報告の評価

- ① 活動報告の評価は、活動計画で示された内容に達成しているか否かを評価す

る。

- ② 活動計画を達成できず、認定基準に適合しないと判断される場合は、評価結果を学校等に示し、次期活動計画において改善するよう指導を行う。

(3) 優良校(園)の推薦等(全体評価)

- ① 各学校等から提出された活動報告書等を参考に、なると環境スクールの全体的な評価を行う。
- ② この評価結果をもとに、優良校(園)の推薦、実施要領の改善・運営体制の整備等の検討を行う。